

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 27 年
8 月 4 日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 公告
 - 平成二十七年年度採石業務管理者試験の実施(商政課).....
 - 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....
- 公安委告示
 - 技能検定員審査の実施.....
 - 教習指導員審査の実施.....
 - 公安委公告.....
 - 一般競争入札の実施.....



山口県告示第二百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
富山産婦人科医院	岩国市山手町一丁目二番二号	平成二七、五、三一
市山医院	光市大字岩田二八〇九の二	〃 〃 六、二
藤井歯科医院	山口市中原町二番一七号	〃 〃 〃 〃 二
高雄歯科クリニック	萩市大字御許町四二の一	〃 〃 〃 〃 三、三一
全国薬局	柳井市南町六丁目二番一〇号	〃 〃 〃 〃 四、三〇

山口県告示第二百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年八月四日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひつら整形外科クリニック	宇部市大字妻崎開作一〇九	平成二七、七、一
藤井歯科医院	山口市中原町二番三〇号	〃 〃 六、一六
高雄歯科クリニック	萩市大字御許町四二の一	〃 〃 〃 〃 四、一
ハート歯科クリニック	防府市大字田島一四八五の六	〃 〃 〃 〃 七、〃
ひろかね歯科クリニック	岩国市元町三丁目一〇番一六号	〃 〃 〃 〃 七、一七
西日本薬局小野田店	山陽小野田市大字東高泊一五八八の二	〃 〃 〃 〃 〃 〃 一

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	指 定 年 月 日
医療法人社団向陽会	山口市阿知須四二四一の四	阿知須訪問看護ステーション	山口市阿知須四二四一の四 平成二六、四、一

山口県告示第二百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年八月四日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名 今井 弘子 今井鍼灸院
 術 所 在 地 山口市小郡下郷九七四
 平成二七、七、二

山口県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年八月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
 路線名 秋掛錦線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市本郷町本郷字新町一五七五の 一地从先から 同市本郷町本郷字今市一五五一地先 まで	最狭 一一・三 最広 二二・九	最狭 六・五 最広 三・六	九八・三	九八・三	道路改良工 事の完了による。

山口県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月四日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
秋掛錦線	岩国市本郷町本郷字新町一五七五の一地从先から同市本郷町本郷字今市一五五一地先まで	平成二十七年八月五日



(二二〇) 平成二十七年探石業務管理者試験の実施

探石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、探石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十七年八月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
平成二十七年十月九日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
平成二十七年九月九日（水曜日）から同月三十日（水曜日）まで（郵送の場合は、九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類
(一) 受験願書
(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十七センチメートル以上、横二十二センチメートル以上)のものと同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	四百円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三三三五)にすること。

(三) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十七年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成二十七年八月二十六日(水曜日)午後二時

二 開催の場所

周南市大字徳山五九一の三

周南市遠石公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画道路三・二・三百一中央通線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十七年八月十九日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十七年八月十九日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることが出来る者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

周南市岐山通一丁目一

周南市都市整備部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）



山口県公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十七年八月四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十七年九月七日（月曜日）及び同月八日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年八月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示するもの。

七 審査手数料

二万三千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となつている事項	二千四百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千四百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千元
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千七百五十円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十七年九月八日（火曜日）及び同月九日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	二千六百元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年八月十日(月曜日) から同月十四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 備考
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十七年九月十日(木曜日)及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年八月十日(月曜日) から同月十四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型三種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年九月十一日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十七年八月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第三十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十七年八月四日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十七年九月十四日（月曜日）及び同月十五日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十七年八月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

七

審査手数料

一万四千九百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千五百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千五百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円
備 考	
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

七 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十七年九月十五日（火曜日）及び同月十六日（水曜日）の午前九時

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千六百元
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円

- から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十七年八月十日(月曜日) から同月十四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

<p>六 審査の種類 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)</p> <p>二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十七年九月十七日(木曜日)及び同月十八日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで</p> <p>(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター</p> <p>三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十七年八月十日(月曜日) から同月十四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p> <p>五 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) </p> <p>六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。</p>	<p>備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。</p> <p>八 その他 <ul style="list-style-type: none"> (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。 </p>
八	千三百円

七 審査手数料
 九千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
- 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十七年九月十八日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十七年八月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示

- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 一万二千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二九〇〇）にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の借入れ
 - (二) 物品等の名称及び数量
 - (三) 警察情報通信ネットワークシステム 一式
 - (四) 物品等の特質等
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
 - (六) 使用期間
 - (七) 平成二十八年二月一日から平成三十三年一月三十一日まで
 - (八) 使用場所
 - (九) 山口県警察本部警務部情報管理課ほか四十八箇所
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (三) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す

る物品等の種類等に関する告示（平成二十七年山口県告示第五十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) 平成二十七年八月四日から同年九月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
 - (一) 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付
 - (三) 山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。
- 四 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
 - (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
 - (一) 山口県警察本部警務部会計課
 - (二) 受領期限
 - (一) 平成二十七年九月十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十七年九月十七日午前十一時）
 - (二) 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
 - (一) 山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一
 - (二) 日時
 - (一) 平成二十七年九月十七日午前十一時
 - (二) 入札保証金
 - (一) 免除する。
 - 八 無効入札
 - (一) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (二) 入札参加資格のない者がした入札
 - (三) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
 - (四) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否 要
 - (四) 契約保証金 免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十七年九月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: Police information and communications network system
 - (3) Term of use: From February 1, 2016 to January 31, 2021
 - (4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 48 places
 - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 16, 2015 (If brought in person: 11:00 A.M. September 17, 2015)

平成二十七年八月四日印刷
発行

発行所
行人

山口県知事
山田 隆